

令和5年12月14日

清掃工場、有効期間切れクレーン使用の是正勧告について

芝園清掃工場で使用しているクレーンの有効期間切れが判明し、船橋労働基準監督署より委託事業者に対して是正勧告、本市に対して指導がありましたのでお知らせします。なお、現状ごみの収集に影響はありません。

1. 概要

12月11日(月)午後4時30分頃、芝園清掃工場の保守点検等を委託している日鉄環境エネルギーソリューション株式会社から、「月例点検中に、3基のクレーン(ごみピット用2基、タービン点検用1基)の有効期間(令和3年10月22日から令和5年10月21日)が切れていた」と報告があり、同社よりすぐに船橋労働基準監督署に報告し、今後の手続きについて確認を行いました。

12月13日(水)に船橋労働基準監督署から日鉄環境エネルギーソリューション株式会社が是正勧告を受け、本市については、再発防止対策を検討し報告するように指導がありました。

このことにより、溶融炉は停止していますが、ピットでは受け入れしております。

2. 対応

このような事態に至ったことを重く受け止め、受託者に対する管理・指導を徹底するとともに、使用機器の状況報告など、具体的な再発防止策を検討してまいります。

問合せ先
都市環境部
クリーンセンタークリーン推進課
電話：047-451-1793